

土 総 第 6 5 9 号
令和5年12月12日

島根県建設産業団体連合会 会長 様

島 根 県 土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)

国土交通省告示第五百二十一号施行に伴う建設業法（昭和二十四年法律第百号）
第十五条二号のハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者の
確認方法について

このことについて、別添のとおり通知されましたのでお知らせします。